

東郷池マップ

2026

[橋津川と海面との境界線]

次に掲げるアとイを直線で結んだ線

ア 北緯 35 度 30 分 23.0 秒 東経 133 度 52 分 32.8 秒の点 (橋津川河口右岸護岸堤の北西端)

イ 北緯 35 度 30 分 23.9 秒 東経 133 度 52 分 30.8 秒の点 (橋津川河口左岸護岸堤の北東端)



基金が作成したマップは Web上にも掲載しています。



ご注意ください!

漁協の組合員以外の方がしじみを採捕することは禁止されています。

～遊漁を楽しまれる方へ～

ルールを守り、マナーを忘れず、誰もが気持ちの良い、綺麗な池にしましょう!



遊漁者様へお願い



規則を守りましょう

本マップに記載の鳥取県漁業調整規則の規定に違反したものは、「6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とされています。ご注意ください。

禁止区域等 (調整規則第39条第2項)

禁止区域等	東郷池及びそれに接続する河川	禁止期間
禁1	東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口から上流180メートルの水域	5月15日から7月15日まで
禁2	東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端から同町大字長和田における羽衣石川河口の水域	
禁3	東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端から同町大字藤津における舎人川河口の水域	
禁4	東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端から同町大字門田における埴見川河口の水域	
禁5	東伯郡湯梨浜町大字長江における長江港川河口から同町大字長江における県道東郷湖線と長江港川との交差する部分における長江港川下流端の水域	
禁6	東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の水域	
禁7	東伯郡湯梨浜町大字南谷におけるかまがつぼ排水路から同排水路路端の水域	
禁8	〈東郷池尻〉 河口から第2橋の海岸橋から橋津川河口までの水域	1月1日から12月31日まで

*東郷湖漁協の遊漁規則の対象となっている水産動物は、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら及びすずきです。

遊漁料 (令和8年1月現在)

水産動物の名称	漁具又は漁法	期間	遊漁料
こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき	さお釣、手釣、たも網、徒手採捕	1日限り	1,000円
		年間	3,000円

※1 下記に該当する場合は、遊漁料は無料です。

- ・東伯郡湯梨浜町、三朝町に住所を有する者
- ・中学生以下の者及び70歳以上の者

※2 下記に該当する場合は、上記遊漁料の2分の1の額となります。

- ・高校生及び身体障害者(手帳所持者)

～遊漁料は、直接東郷湖漁業協同組合に納付してください～

鳥取県漁業調整規則・東郷湖漁業協同組合の遊漁規則 一部抜粋

※内水面全体に関する事項一部除く

全長等の制限 〈調整規則第36条、第40条〉

水産動物	採捕してはならない大きさ
こい	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下

禁止期間等 〈調整規則第40条、*遊漁規則〉

水産動植物	禁止期間	禁止区域
あゆ	2月1日から5月31日まで 及び9月26日から10月31日まで	内水面
こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
ふな	5月15日から7月15日まで (*5月1日から10月31日まで)	湖山池及び東郷池
*わかさぎ	5月1日から9月30日まで	東郷池
*しらうお	5月1日から10月31日まで	東郷池
*うなぎ	1月1日から4月30日まで	東郷池
*えび	1月1日から4月30日まで	東郷池

その他禁止 〈鳥取県内水面漁場管理委員会の指示〉

対象魚種	禁止内容等
ブラックバス類(オオクチバス・コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)及びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、ブラックバス等の再放流(キャッチアンドリリース)を禁止。 [指示開始の日:平成24年11月1日]
コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。)	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、コイの放流を禁止。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合等を除く。 [指示期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日まで] ※以後継続の可能性あり

漁具漁法の制限及び禁止 〈調整規則第34条、第37条〉

内水面において水産動物を採捕してはならない漁具又は漁法
刺網(張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。)、敷網、地びき網、船びき網、えびこぎ網、手操網、ふくろ網、えり
水中に電流を通じてする漁法
潜水器(簡易潜水器を含む。)
水中において照明を利用してする漁法
びんづけ漁法
瀬干し(一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。)
ふなや(岸边その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。)
鶯(う)使い(鶯を利用して採捕する漁法をいう。)
鉄砲やす(人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。)
はねかわ(木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は綱その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。)
あゆなぐり(竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。)
いたちがわ(いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。)
上り瀬 (水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、綱その他これに類するものを設置して採捕する漁法をいう。)

〈遊漁規則〉

*東郷湖漁協の遊漁規則の対象となっている水産動物は、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら及びすずきです。

・東郷池及びそれに接続する河川において、さお釣、手釣、たも網、徒手採捕以外の方法で、遊漁をしてはならない。

※1 さお釣の場合、引懸は除く。

※2 さお釣、手釣、たも網、徒手採捕による場合であっても船、いかだ等の使用は禁止。

【規則等に関するお問合せ先】

東郷湖漁業協同組合
鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津 123-20
☎ 0858-35-2025

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課
鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
☎ 0857-26-7318・7339
✉ gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp



ホームページはこちら